

第40回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和3年8月4日開催)

茨城県は8月3日、新型コロナウイルス感染の急拡大を受け、県独自の判断指標を「ステージ3」(感染が拡大している状態)から「ステージ4」(感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態)に引き上げるとともに、県独自の「緊急事態宣言」を8月6日から8月19日まで県内全域に発令すると発表し、不要不急の外出・移動の自粛や出勤者数の削減、部活動の制限等を要請しました。

本市においては、直近1週間の陽性者が人口1万人当たり7.02人と、「感染拡大市町村」の指標を大幅に超えていることから、市民の皆様には引き続き気を緩めることなく、感染症対策の実施についてご協力をお願いします。

本市では、感染状況及び茨城県の方針を受け、以下のとおり対応します。

本市の対応について

(1) 各部署の事業・行事等について

- 不特定多数の参加が予定されている事業等に関しては、原則中止とする。
- 延期が可能であれば延期を検討する。
- 緊急性・必要性の観点から実施が不可欠であるときは、人数制限や感染対策の徹底、リモート開催など、各部署等の判断で行う。

(2) 公共施設等の対応について

- 公共施設等は、屋内・屋外を問わず、原則閉鎖とする。
- ※但し、施設により開設が必要と判断される場合は、その限りでない。

(3) 職員の勤務体制について

- テレワーク等を活用し、出勤者数の削減に努める。

(4) 飲食店の営業時間短縮について

- 市内すべての飲食店に対し、午後8時から午前5時までの営業自粛を要請する。

(5) 部活動の制限について

- 県独自の緊急事態宣言による。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。